相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市緑町一丁目三八番地一一〇、最後の住所新潟県長岡市吉崎八八七番地
被相続人　亡　川崎　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十一日
事務所新潟県長岡市南町一丁目二―三〇
TNビル三階
相続財産管理人　弁護士　片沼　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市本江一八四八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　谷　哲禎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十一日
富山市西田地方町一丁目五番二五号
相続財産管理人　弁護士　南　果

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市長泉寺町第二六号二七番地、最後の住所福井県鯖江市川去町第一〇号七番地二五　被相続人　亡　竹内　敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十一日
福井県福井市順化一丁目一四番四三号ストークビル福井一番館三階
相続財産管理人　弁護士　中村　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市横内一五〇番地五、最後の住所静岡県藤枝市横内一五〇番地の五
被相続人　亡　田坂　壽男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十一日
静岡県藤枝市岡出山一丁目七番一号
早川・池ノ谷合同司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　早川　清人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区児玉二丁目二〇二番地、最後の住所名古屋市西区児玉二丁目二番一号
被相続人　亡　澤田　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十一日
名古屋市中区丸の内二丁目一番三〇号丸の内オフィスフォーラム七階
相続財産管理人　弁護士　川口　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県橋本市向副三七五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　榊原　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十一日
大阪府大阪市北区西天満三丁目一四番六号センチュリー西天満ビル六階　海星法律事務所　相続財産管理人弁護士　原田　謙司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区世田谷一丁目二八七番地、最後の住所兵庫県尼崎市大庄西町四丁目三番四―五〇二号　被相続人　亡　早川　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十一日
大阪市北区浪花町一四番三三号
相続財産管理人　司法書士　泉　康生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香美市土佐山田町西本町三丁目一二三番地、最後の住所高知県香美市土佐山田町楠目一一六六番地六
被相続人　亡　小笠原邦廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十一日
高知市南万々六九―二四　桜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮上　佳恵

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して①の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年8月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社華桜国際サービス　②第3種旅行業　③北海道知事登録旅行業第3―573号　④株式会社華桜国際サービス　札幌市中央区北1条西10丁目1―11原田ビル4階　代表取締役　松本純子　⑤本社営業部　札幌市中央区北1条西10丁目1―11原田ビル4階　⑥平成21年11月6日　⑨平成24年7月26日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区北1条西10丁目1―11原田ビル4階　株式会社華桜国際サービス　代表取締役　松本純子

B　①エミール・フランス株式会社　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3―4768号　④エミール・フランス株式会社　東京都渋谷区神宮前三丁目31番17―203　代表取締役　柳谷恵　⑤本店営業所　東京都渋谷区神宮前3―31―17ヴィラ・ローザ203　⑥平成12年3月17日　⑧平成24年7月31日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区神宮前三丁目31番17―203　エミール・フランス株式会社　代表取締役　柳谷恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字一木八六番地、最後の住所福岡県北九州市小倉北区金鶏町三番二八号
被相続人　亡　木﨑チヱノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十一日
福岡県北九州市戸畑区汐井町一番六号
相続財産管理人　一般社団法人北九州成年後見センター　代表理事　中野　昌治